

## 意見募集は終了しました

### 野田市住民投票条例の制定に関する基本方針（素案）に対する

### パブリック・コメント手続を実施します

#### 1 募集の趣旨

少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、自治体を取り巻く環境が急激に変化し、住民ニーズや価値観が多様化していく中で、住民の意向に沿った市政運営を行っていくことが重要な課題となっています。また、地方分権の進展に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中で、住民福祉に重大な影響を与える可能性のある事項や住民の間に意見が大きく分かれるような事項については、住民の意思を踏まえて政策決定を行なっていくことが重要であると考えられます。

これらのことから、住民の意思を市政に反映し、住民自治の推進に資することを目的に住民投票条例を制定するに当たり、野田市行政改革推進委員会の審議を経て、基本方針（素案）がまとまりましたのでお知らせするとともに、住民の皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

#### 2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号  
「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

#### 3 意見募集の資料

[野田市住民投票条例の制定に関する基本方針（素案）](#)

（PDF：36KB）

#### 4 閲覧方法

市ホームページ内 「パブリック・コメント」からダウンロード  
文書閲覧

- ・市役所3階企画調整課（担当課）
- ・市役所1階行政資料コーナー
- ・いちいのホール1階行政資料コーナー
- ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、  
関宿北部、関宿中部、関宿南部）
- ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

#### 5 意見の募集期間 **意見募集は終了しました**

平成22年7月2日（金）から平成22年8月2日（月）まで

6 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、本計画に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所企画財政部企画調整課 あて 8月2日の消印有効（募集期間最終日）
持参の場合	○市役所3階 企画調整課（土曜日・日曜日・祝日を除く） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで 意見投函箱
	○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日・日曜日・祝日を除く） ○各公民館、各図書館（休館日を除く） 受付時間：各施設とも開館時間内
ファクシミリの場合	（FAX 番号）04-7122-1557
電子メールの場合	ご意見はこちらから <b>意見募集は終了しました</b>

8 書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市住民投票条例の制定に関する基本方針（素案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問い合わせ先

野田市役所 企画財政部企画調整課  
電話 04 - 7125 - 1111 内線 2363